

# 中部環境保全組合の法的責任は続いています！

## <「和解協定」のある土地に、まともな焼却場建設は違法行為です！>

- 吉見町長が「中部環境保全組合」管理者として、地元の皆さんと交わした「和解協定」があります。その第10項は、現在の中部環境センター建設と引き換えに、二度とここには建てないとしています。
- 新井前町長は債務者として、「和解協定」に従って「中部資源循環組合」に別の土地を選ぶように働きかけをする義務がありました。

<第10項、債務者は、吉見町飯島新田地区、同町江和井地区、同町荒子地区、同町大串地区及び川島町にごみ処理施設を新設または増設しない。>

- ところが、前町長はこの義務を無視しただけでなく、「中部資源循環組合」の管理者としても「現在地に建設」を押し進めて来ました。これは 裁判所の判決を無視することになるので「違法行為」です。

## <焼却場計画は住民の大きな負担と危険を無視しています！>

- 加盟する市町村の住民、議会も批判  
立地選定手順、周辺施設など、住民合意を避け、情報を隠し続けての広域化は、加盟自治体にとっても大きなリスクです。3月議会で4町村の議会5人の議員が質問しました。
- 事業費はまだ膨れ上がります。  
この場所は水害、液状化、地下水の高濃度砒素などの自然条件、予定地の中の住宅移転費用など経費を押し上げるマイナス要因が揃っています。自治体は「最小限の経費で最大の効果をあげる」義務がありますから、広域化の正当性はすでに崩れています。
- 環境面・経済面でも無理な立地です。  
すぐ隣には緑地公園があり、道路の向い側には県の衛生研究所もありますが影響は無視しています。「道の駅」「苺街道」も影響を受けます。

## <法を曲げて建てられた施設は、運営もブラックになります！>

- 平成25年には「要望書」の書き換えも署名集めの時の文書が組合に届く時には別のものになっている「ブラック」がありました。  
「建設地決定」の経緯も明らかになっていません。すでに、十分「ブラック」なやり方で進んできています。
- 組合は、買収交渉はプロに委託するとしています。  
その費用も私たちの税金です。  
仮に、その買収交渉人が個人の土地に勝手に立ち入ったりしたら、不法侵入で訴えることができます。
- 土地買収に向う手続きが始まっています。  
建設用地買収にはその前段階として「農振除外」、「農地転用」が必要ですが、その手順や地権者の承諾を得るための合意形成は十分とは言えません。組合は個々に交渉を進めていく姿勢でいます。
- 「不法な建設だから渡さない」と断れます。  
自分の意志を貫いて承諾書に署名をしないという方もいらっしゃる。組合が無視して進める姿勢を改めないなら、和解の債権者は裁判で違法性を争うとしていますから、建設はできません。

これ以上計画を進めるならば、吉見町以外に住む住民も、違法性に加担させられ不当な経費負担がのしかかってきます。「吉見ありき」は住民意思の尊重や住民の最大限の幸福を追求するという行政の基本をおろそかにしています。「おかしい」という声を一緒に出し続けていきましょう。

作成:ときがわ・自治研究会  
(比企郡ときがわ町番匠 359-2)  
代表:篠原 090-4438-4104  
net-ten@saitama.nifty.jp

2018年5月吉日